

令和2年度 早期退職に係る募集実施要項

令和2年5月28日
京 丹 後 市

今般、次のとおり早期退職希望者の募集（京都府市町村職員の退職手当に関する条例（昭和38年京都府市町村職員退職手当組合条例第1号。以下「条例」という。）第10条の6第1項）を行います。

1 募集の目的

条例第10条の6第1項第1号

2 募集の対象

京丹後市職員定数条例（平成16年京丹後市条例第47号）の適用を受ける職員で、退職発令日において、20年以上勤続し、かつ、次に掲げる基準に該当する職員

- (1) 定年年齢が60歳である職員 満45歳以上満59歳以下
- (2) 定年年齢が65歳である職員 満50歳以上満64歳以下

3 募集人数

若干名

4 募集期間

令和2年6月1日(月)から令和2年8月31日(月)まで（ただし、介護等の特段の事情がある場合には、募集期間外であっても認めることがあります。）

5 退職すべき期日

令和3年3月31日(水)（ただし、介護等の特段の事情がある場合には、令和3年3月31日以外の期日についても認めることがあります。）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、最小限必要な範囲内で当該期日を繰り上げ又は繰り下げることがあります。

6 応募の手続き

- (1) 応募をしようとする職員は、京都府市町村職員の退職手当に関する条例施行規則（平成元年京都府市町村職員退職手当組合規則第1号。以下「規則」という。）第13条の3に規定する様式第13号の3「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」に必要事項を記入のうえ、募集期間内に市長に提出してください。

(2) 応募を取り下げたい場合は、規則第13条の3に規定する様式第13号の4「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を市長に提出してください。

※ 応募の取下げは、退職すべき期日が到来するまでの間であれば、いつでも行うことができます。

7 認定又は不認定の通知予定時期

令和2年12月1日(火)(上記5ただし書の場合は、応募を受理した日から原則として30日以内の日)

8 募集に関する問合せ連絡先

市長公室 人事課

(注意事項)

1 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は、応募することができません。

(1) 条例第3条第2項の規定により、職員とみなされる者

(2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

(3) この募集に係る退職すべき期日が到来するまでに定年に達する者

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には不認定となります。

(1) 応募が本募集実施要項又は条例第10条の6第9項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が条例第10条の6第11項第2号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合